

高山市ふるさと納税推進及び運營業務委託 公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、高山市（以下「本市」という。）が実施する「高山市ふるさと納税推進及び運營業務委託」に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

2. 審査方法

- (1) 審査員は、市関係部署から選任された職員3名及び識見を有する外部有識者4名の計7名とする。
- (2) 審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された書類（企画提案書、会社概要書、業務実績書、見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングに対し、プロポーザル審査表（別紙1号）を使用した採点により審査する。
- (3) 各審査員の評点の合計により順位を付け、第1順位の参加者を契約候補者として選定する。

なお、第1順位の点数が複数の参加者であった場合、「業務内容」の評価点の高い者（同点の場合は次の評価区分とし、以降同様）、「経済性」評価点の高い者、「遂行能力」評価点の高い者、「実施体制」評価点の高い者、「全体」評価点の高い者の順に選定するほか、全ての評価点が同一であった場合は、審査員による協議の上、契約候補者を決定するものとする。

また、全者において適切な企画提案がない場合（総評価点の得点率が60%未満）には、委託候補事業者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する場合がある。

- (4) 応募が1社のみであった場合においても、プレゼンテーション審査を実施し、本業務の委託先として適当か等について審査する。

3. 受託候補者の決定

- (1) 本市は審査結果に基づき、第1順位の契約候補者との契約締結に向けて協議する。
委託内容については、企画提案書の内容をベースに本市と契約候補者の間で協議・調整を行い、双方合意の上で委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者が決定したのち、参加者に対して、速やかに審査結果を書面により通知する。
※審査及び審査結果に対する異議については、認めないものとする。
※審査及び選定の内容に関する問い合わせについては、対応しない。
- (3) 第1順位の契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、第2順位の者と契約に向けた協議を行い、以降同様とする。